

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(42)

小早川義則

Ullman v. United States, 350 U.S. 422 (1956)

—1954年の免責法は第5修正の自己負罪拒否特権に違反しない

【事実】

ニューヨーク州南部地区合衆国検事は1954年11月10日、1954年免責法（18 U.S.C. §3486）の下で大陪審の面前で証言することをUllman (X) に要求する命令書を提出した。免責法の該当部分（C項）は次のように定める。

“合衆国検事の判断において、大逆罪、サボタージュ、スパイ活動、治安妨害のコンスピラシー（seditious conspiracy）により1950年の国内安全保障法に違反し、1946年の原子力エネルギー法に違反し……および上述の事項にかかわ

るコンスピラシーにより公益に必要とするときはいつでも、司法長官の承認の下で、本条（section）の規定に従って証言しまたは証拠を提出するよう証人に命ずることを裁判所に申請できる、そして裁判所によってそのような証人に要求された証言または証拠について自己負罪（incriminate）または彼に刑罰や没収を科すのに役立つという理由で証人は証言を免れたり書類その他の証拠の提出を免れることはない。”「しかし、そのような証人は自己負罪拒否特権を主張した後で強制された証言や証拠の提出に関するいかなる行為、事項、その他（any transaction, matter, or thing concerning）を理由に訴追されることはないし、そのように強制された証言がその後のいかなる刑事手続きにおいても裁判所において彼に不利益な証拠として用いられることはない。」

合衆国検事はその申請書において次のような事実を主張した。Xは召喚令状（subpoena）に従って1954年11月3日、スパイ行為およびスパイ行為のコンスピラシーによって国の安全を危うくする問題を捜査していたニューヨーク州南部地区大陪審の面前に出頭した。大陪審はそのような活動に関する彼の知識、そのような活動に参加している彼および彼らの共産党への参加にかかわる一連の質問をした。Xは自己負罪拒否特権を援用して質問に答えることを拒否した。合衆国検事はまた、Xの証言は合衆国の公益にとって必要であると主張し、そのことを認める合衆国司法長官の手紙を添付した。合衆国検事は、地裁裁判官の要請に従って、申請をする際に彼自身の宣誓供述書を提出した。Xはこの申請の合法性を争うとともに制定法の合憲性を攻撃した、そして免責法は合憲であると判示するのであれば、地方裁判所はその裁量権を行使して申請を却下すべきであると主張し、その裏付けであるとする詳細な宣誓供述書を提出した。

地方裁判所は1955年1月31日、制定法の合憲性を支持し、同年2月8日付け命令は、大陪審面前での質問に答え大陪審捜査の対象となっている事項に関する証拠を提出するようXに命じ

た。有罪とされたXは上訴したが、第2巡回区控訴裁判所は先例に従ってこれを退けた。

Xは再び、地裁が命じた質問に答えることを拒否した。そして彼は地裁の面前に引致され、2月8日付け命令に従うことを拒否したという理由で (on stipulation) 法廷侮辱罪で有罪とされ、自ら法廷侮辱罪の疑いを晴らす (purged) まで6か月の投獄を言い渡された。Xは第2巡回区控訴裁判所に上訴し、同控訴審は地裁判決を維持した。これに対し合衆国最高裁は、ブラウン判決 (Brown v. Walker, 161 U.S. 591) で支持された制定法と本件で検討中の制定法との相違に照らし問題の重要性を理由に本件を取り上げることとし (at 423-425.) 7対2で原判決を維持した。なお、法廷意見の執筆はフランクファータ裁判官である。(at 423-425.)

【判示】

原判決維持。 本件上訴によって4つの主要な問題が提示されている。すなわち、(1) 当該制定法によって提供された免責は自己負罪拒否特権によって与えられた保護に代替するほど十分に広範であるか？ (2) 制定法の要件が憲法に合致しているとしても、当該制定法は大陪審によりなされた関連質問への答弁を証人に要求する命令への適用を退ける裁量 (権) を地裁裁判官に与えているか、そしてもしそうであれば、同裁判所はそのことによって司法権 (judicial Power) の行使でない機能を行使することを要求されるか？ (3) 議会は犯罪に対する州の訴追からの免責を提供しているか、そしてもしそうであれば、議会はそうにする権限を有しているか？ (4) 第5修正は、免責法の範囲いかににかかわらず、それがなければ (otherwise) 自己負罪となる証言の強制を禁止しているか？ このような問題が提示されているのである。

第5修正の自己負罪拒否特権に言及する際にその精神 (spirit) を正確に定義することが重要である。第5修正の命令 (“何人も自己に不利益な証人となることを強制されない”) はわれわれの自由の展開における重要な進歩を示しており、それは “自らを文明化する人間の闘争にお

ける画期的な出来事 (the great landmarks) のひとつ” である。この保障 (safeguard) が向けられた害悪からの保護はもはや必要とはされないとする時代は未だ到来していない。この憲法の保障は敵対的ないし不承不承 (niggardly) の精神で解釈されるべきでない。十分に賢明とされる人であっても、余りにも多くの人はこの特権を悪人の避難所 (a shelter of wrongdoers) と考えている。彼らは余りにも容易に、それを援用する人々は犯罪の有罪者であるかまたは特権を主張する際に偽証を犯していると考えている。このような見解は、批准州による憲法の受け入れへの1つの条件として権利の章典を主唱した愛国者への尊敬を明らかに欠いている (does scant honor to the patriots)。わが国の創造者 (Founders) は正義の利益 (the interests of justice) を無視するほど愚直 (naive) でなかった。彼ら (創造者) と特権は適正な捜査への妨げになると考えている人々との相違はMagruder首席裁判官によって適切に指摘されていた。すなわち、

“われわれの祖先 (Our forefathers) は、この規定を憲法の第5修正の中に書き込んだとき、今日ではほとんど忘れられている多くの歴史を心の中に抱いていた。8 Wigmore on Evidence (3d ed. 1940) を見よ。彼らは、その全部または一部において、強制された被疑者 (accused) による暴露 (enforced disclosure by the accused) の助けを借りて、検察官が自由に刑事事件を構築する (the prosecution should be free to build up a criminal case) ことよりも時には犯罪者を処罰しない方がよいと判断し、それをわれわれの基本法の中で明確にしたのである。自己負罪拒否特権は、有罪者と同様に無辜の保護としても役立つ。Hoffman v. United States, 341 U.S. 479, 486. この特権が現代の時代の状況に合わない (outmoded) と考えるのであれば、そのためにすべきことは憲法からそれを取り去ることであって、裁判所の意見の微妙な侵害によって少しずつ削り取る (not to whittle it down by

the subtle encroachment of judicial opinion)
ことでない。” *Maffie v. United States*, 209
F.2d 225, 227.

修正手続きを介する以外に新しいことを憲法の中に組み入れることは一切できない。同一の手続きなしに古いことを奪い取ることは一切できないのである。

むろん、憲法上の特権が時として真の犯人 (guilty man) を彼の当然の報い (his just deserts) から救うことはあるかもしれない。特権は、たとえそれらほど残酷なものでないにせよ、より大きな害悪—— 糾問的な異端者弾圧 (the Inquisition) と星室裁判所 (the Star Chamber) の再来——を防ぐことを目的としていた。より大きな害悪の防止がより小さな害悪の発生よりも重要であると考えられたのである。権限を濫用する傾向にある人間の性質に関する数多くの経験を積み重ねた後でわが国の創造者は、法執行機関による類似の将来の濫用へのドアを閉じようとしたのである。(at 427-428.)

われわれが本件において申立人 (X) によってなされた主張にアプローチするのはこのような憲法による個人の保護を曖昧にではなく厳格に遵守する精神においてである。第5修正に違反するとしての免責法への攻撃は目新しいことではない。60年前に当裁判所は、ブラウン判決 (*Brown v. Walker*, 161 U.S. 591) において1893年2月11日法と類似する制定法の合憲性を検討した。同判決において鉄道会社の監査役であったブラウンは、同会社幹部が州間通商法に違反したとして告発されていた事件を捜査していた大陪審の面前で証言するために召喚された。彼は自己負罪拒否特権を援用して、鉄道会社の業務およびリベート政策 (the operations and the rebate policy) に関する若干の質問に答えることを拒否した。ペンシルヴァニア州西部地区合衆国地方裁判所の面前でその理由を明らかにせよとの命令を根拠にして彼は法廷侮辱罪に問われた。ペンシルヴァニア州西部地区巡回区裁判所への人身保護令状の申請は退けられた、そして彼は1893年免責法は違憲であると主張して当裁判所に上訴したのである。

当裁判所はブラウンの主張を検討し、証人に証言を強制するが彼の暴露 (disclosure) によって直接・間接に促進された刑事訴追を禁止し証人を保護している制定法は第5修正の自己負罪拒否特権に違反しない、そして1893年法はそのような保護を明らかに提供していると判示し、その主張を退けた。“問題の憲法の規定は市民の最も価値ある特権のひとつとされているというのは確かにその通りであるが、その目的は制定法の免責によって十分に達成されている。それ故、われわれは、証人は答弁を強制されるという意見である……”と判示したのである。161 U.S., at 610. (at 429-430.)

申立人 (X) は、しかし、ブラウン判決と区別しようとする。本件はブラウン判決とは異なる、連邦および州の当局によって課せられた国民生活一般 (public in general) への影響力——仕事の喪失、労働組合からの排除や資格剥奪など——は極めて苛酷であるので当該制定法は真の免責を彼に与えていないと主張する。何らの影響なしにその翌日には仕事を再開できるブラウン判決での監査役への証言の効果とは大いに異なると主張するのである。しかし、当裁判所が度々判示してきたように、付与された免責は特権の援用を正当化する懸念 (fear) をもたらずそのような制裁の除去だけを必要とする。“第5修正の命令 (interdiction) は証人が自己負罪を要求されるときにのみ、すなわち彼を刑事訴追 (criminal charge) にさらす証言をする場合にのみ機能する、しかし犯罪性がすでに取り払われてしまったのであれば、第5修正は適用されない。” 本件での免責法は憲法上の免責の範囲で答弁を強制された証人を保護しているので、彼はもちろん、求められている特定の制裁が彼に科せられようとしているとき、それは性質上犯罪である (criminal in nature) と主張する権利を有している。

再び、申立人は1954年免責法の下で合衆国検事から証言をする命令を出すように求められた地裁判事は命令を許可する際に裁量権を有していると主張することによりブラウン判決と本件とを区別しようとする。これに対し政府は、裁

判所にはそのような裁量権はないと反論する。

われわれは本件において前記C項の解釈にのみ関心がある。同項を公正に判断すると、地裁裁判官に命令を否定する裁量権のあることは示されていない。C項の下での裁判所の義務は、制定法の要求が大陪審や合衆国検察官によって順守されたかを確認するだけであるので、地裁は“司法の権限”の範囲内に限定されていると結論するのに困難はない。

申立人(X)はさらに、州による訴追の実際上の可能性に証人がさらされている限り、免責は憲法上不十分であると主張する。制定法はそのような免責を付与していないし、憲法上付与できないと主張するのである。制定法の免責部分は2つの部分を含んでいる。第1の部分は、訴追を禁止しており1893年法の文言と事実上同一である。第2の部分は、強制された証言はいかなる裁判所でのいかなる手続きにおいても証人に不利に用いられないことを明示する。そのような条項はAdams v. Maryland, 347 U.S. 179において州裁判所に適用されると解された。ブラウン判決において訴追禁止は州裁判所での訴追禁止の保護を付与していなかったと主張された。当裁判所はまず最初に、連邦議会はそのような免責を憲法上付与できると認めた、そして次に制定法を解釈して“問題の制定法は連邦裁判所に対してのみ適用されるべきであるという示唆を含んでいない”と判示したのである。(Id. at 431-434.)

申立人は、州の訴追への免責を付与する議会の憲法上の権限を疑問とする。しかし連邦議会には国防およびそのような権限の行使の際に必要なかつ相当な補足的(supplementary)権限を有することは争われていない。われわれはすでに通商条項の名において州裁判所の管轄権への類似の制約を是認したのであり、通商に関する議会の権限は国防に関する議会の権限と相違があると認めることはできない。(Id. at 435-436.)

申立人はまたブラウン判決との差異は認められず同判決が支配的であるとするのであれば、同判決自体が再検討され変更されるべきであると主張する。彼はまた、第5修正の字句通りの

解釈(literal reading)に“復帰”することをわれわれに要求する。当裁判所は4年前にカウセルマン判決において全員一致で1893年の以前の制定法は“憲法上不十分である”と認めた、「付与された免責は単になされた証言の使用を禁止するにとどまり、強制された証言から獲得された知識や情報に基づいた将来の訴追から証人を保護していない点で不十分であるというのであった。」このような背景の下に訴追からの完全な免責を付与する1893年制定法が制定され、ブラウン判決で判断が下されたのである。ブラウン判決での判断がそれ以降に争われたことは一度もない、そしてそれを宣言した解釈は、HolmesやBrandeis裁判官によって書かれた意見においても一貫して決定的なものとして取り扱われている。「1893年制定法はわれわれの憲法組織の一部となったのである。」(Id. at 436-438.)

われわれは本件において曖昧で定義不能かつ勧告的(admonitory)な憲法の規定を問題としているのではない。自己負罪拒否特権は特別な規定であり“歴史の1頁が万卷の書に値する(a page of history is worth a volume of logic)”ほどのものである。われわれはブラウン判決をあらためて確認するので、申立人によって提示されている他の争点を繰り返す必要はない。(at 438-439.)

【ダグラス裁判官の反対意見】(ブラック裁判官同調)

私は有罪判決を破棄したい。ボイド判決(Boyd v. United States, 116 U.S. 616)を根拠として、あるいは5対4のブラウン判決(Brown v. Walker, 161 U.S. 591)を変更して、第5修正によって創造された黙秘の権利は議会の審議の範囲を越えているとする同判決での少数意見の見解を採用したのである。

第1、ボイド判決に関して。共産主義者である人に付加される多くの資格制限(disabilities)が連邦法によって創出された。それらの制限には連邦政府や防衛施設における雇用制限、パスポート取得の失格、港湾労働者としての雇用喪

失の危険等がある。連邦法によって課せられたこれらの制限はわれわれの判例の意味における没収であり、第5修正によって刑事上の訴追自体として保護されている。しかし免責法（18 U.S.C. §3486）がこれらの資格制限を禁止しそれを保護するとの表示（indication）はない。

ボイド判決は税金を払わずに詐欺的に輸入したとされる商品の没収を確定するための手続きにかかわりがあった。申立人は没収手続きにおいて彼らの不利益に用いられる送り状の提出命令に従わなかった。当裁判所は、Bradley裁判官による法廷意見の中で、第5修正の抗弁（defense）を支持し、“証人は、当事者と同様、自己を罪に陥れるのに役立つ供述をしたり財産を没収されるような供述を強制されないことを保障されている……、すなわち、犯罪で有罪とするために当事者に宣誓を強要（extorting）したり私的な書類の提出を強要するなどの強制的開示（any compulsory discovery）は、自由な政府の原理に反する、それはイギリス人の本能と合わず嫌悪されている、それはアメリカ人の本能に合わず嫌悪されている。それは専制的権力の趣旨に沿うかもしれない、しかし政治的自由と人身の自由の純粋な雰囲気を保つことはできない”と述べた。

強制された証言に基づいた財産の没収が嫌悪されるのは市民の権利の没収が嫌悪されるのと同じである。強制された証言の結果としての権利の没収は第5修正と戦争状態にある。

当裁判所（の法廷意見）が財産の没収は犯罪行為に伴った刑罰であるという理由に基づいてボイド判決と区別するのは明らかである。仕事の喪失やパスポートの取得不能もまた犯罪行為に伴った刑罰である。Dennis v. United States, 341 U.S. 494が明らかにするように、共産党の党员であるということは改正スミス法の下で有罪とするための証拠の決定的連鎖（crucial link）である。人が共産主義者であるという理由で仕事を失うとき、輸入業者が“脱税者”であることを理由に財産を失うときよりも大きなペナルティにさらされる。人が共産主義者であることを理由にパスポート申請の権利を失うとき、所

得税法違反を理由に財産を失うとき以上に大きなペナルティにさらされるのである。

われわれはボイド判決の原理を本件に適用し、免責法の中には市民の権利の喪失に対する保護（の規定）がないので、認可された免責法は憲法によって提供された保護以下のものしか提供していないと判示すべきである。（at 440-443.）

第2、ブラウン判決に関して。ブラウン判決および本判決での多数意見に私が抱いた疑問点はそれが第5修正に重大な制限（qualification）を付加していることである。第5修正は“何人も刑事事件において自己に不利益な証人となることを強制”されないことを保障している。多数意見は、そのような保障を書かれたとおりに解釈せずにそれを制限する。カウンセルマン判決においてBlatchford裁判官は“この特権は犯罪事項に限られているが、これが保護しようとする被害にも広く及ぶ（as broad as the mischief）”と述べた。阻止されるべき被害は少なくとも3点（three heads）ある。

(1) 1つの被害は、有罪の危険だけでなく訴追の危険である。ブラウン判決での4人の反対意見の1人Shiras裁判官は、同事件にかかわりのある免責法は違憲であると述べたときにこの点（difficulty）に言及していた。訴追の危険は軽々しく考えられるような危険ではない。Hand裁判官のような経験豊かな裁判官が指摘したように、訴訟当事者（litigant）にとって訴訟は、病気や死を除いて、実に怖ろしいことである。本件のような事案での怖ろしさは一たんそれが暴露されると動き始める出来事の連鎖（chain of events）にある。実際、秘密にする権利が一たん破られるとコントロールする余地は残されていない。タフトーハートレイ法（Taft-Hartley Act, 29 U.S.C. §159 (h)）は、労働組合の幹部（officers）に共産党员ではない旨の宣誓供述書の提出を要求している。大陪審または議会の面前での証人に免責法の下で証言することを強制できる。彼が共産党の党员ではないと証言すると彼は次にタフトーハートレイ法の下で宣誓供述書の提出を要求されるのである。

(2) 第5修正に含まれている自己負罪拒否特権は有罪と訴追だけを禁止するのではない、それと同様に良心と人間の尊厳および表現の自由を保障する。私見によれば、憲法制定者(Framers)は議会の権限が及ばないところにそれを置き、何人に対しても自己の犯罪の自白を強制することを禁止している。守られるべき害悪は部分的には法的強制の下での自己負罪であった。しかし、それは害悪のごく一部であった。人の良心や尊厳もまたそこに含まれていた。第1修正によって保障されている表現の自由もまたそうであった。その判断の背景には長い歴史と深い感情が横たわっている(lay)。これらの海岸にやって来た人々の中には清教徒(Puritans)がいた。彼らは星室庁裁判所(the Star Chambers)や高等弁務庁(High Commission)によって用いられたあの憎むべき職権による宣誓(the hated oath *ex officio*)を知っていた、これらの圧制の装置(instruments of oppression)に抵抗した偉大な反逆者リルバーン(Lillburn)、カートライト(Cartwright)その他の人々を知っていた。カートライトはそうにすることは神の法によって命じられていないことを理由に高等弁務庁面前で職権による宣誓をすることを拒否した。リルバーンは職権による宣誓に反対する多くの理由を整理して述べた(marshalled)、その1つが良心の神聖(sanctity of conscience)であった。

第5修正が憲法に規定されるに至った過程はわれわれの解釈問題にはほとんど役立たない。しかし、憲法に関する議論の中で除去されるべき害悪は自白を引き出すためにする拷問の使用であったことが示されている。実際、イギリス領植民地のアメリカの初期の法の中に書き込まれたのは自白を引き出すための拷問の使用の非難であった。

当裁判所はこのような歴史を忘れ、第5修正が意図した偉大な目的の1つを奪おうとしている。繰り返すと、第5修正は、議会、裁判所、そして検察官が被告人(the accused)からその意図に反してその口唇を開いて詮索することを禁止するために書かれた。第5修正は、個人の

良心と尊厳を、個人の安全と保護と同様、政府の強制を受けないことを保障しているのである。(at 443-449.)

(3) この黙秘の権利および黙秘を続ける(to stand mute)被告人の権利は、他の高尚な目的に役立っている。ブラウン判決での4人の反対意見の1人であったField裁判官は、被告人(the accused)を有罪に導くのと同様、彼を汚名と恥辱(infamy and disgrace)にさらすようなすべての強制的証言からの保護が第5修正の目的であると述べている。

同一の命題(thesis)を主張する中で最も有力な意見の1つがブラウン判決に含まれていたのと同じ同一の免責法にかかわるUnited States v. James, 60 F. 257でのGrosscup裁判官の意見である。Grosscup裁判官は、かつてイギリスを支配した不寛容(異端排除)の治世(the reign of intolerance)における教会と国家(State)の争い、および古い法的手続きの残虐性を概観し、第5修正を草した憲法制定者の目的に関して次のように述べた。

“彼らは法によって科せられた刑罰(the law-inflicted penalties)や没収から自己自身を守るためにのみそのような特権を創設した(originate)のか?彼らは事実上の社会的追放の苦しみ(the pains of practical outlawry)を考えていなかったのか?……私はそのように考えることはできない”と述べたのである。(Id. at 441-450.)

Field裁判官とGrosscup裁判官は強固な歴史的基盤に立脚していた。第5修正は被告人を訴追から守るだけでなく汚辱(infamy)から守ることも意図していた。最近のTulane大学のMitchell Franklin教授の分析はポイントを示している。イタリアのベッカリーアおよび彼の英仏での信奉者がわれわれの革命(イギリスからの独立)に続く決定的時代にアメリカの考えにどのような影響を与えたかを明らかにしている。刑罰としての恥辱の歴史は有名であった。ルターは破門に猛烈に抗議した。地位の喪失、権威の喪失、面目の失墜(loss of face)は封建時代の刑罰の形式だった。恥辱(infamy)は歴史的

には罰金や投獄と同じく刑罰と考えられていたのである。

ベッカリーアらの汚辱に対する考えは第5修正の背景の一部だった。汚辱の考えは第5修正の第1句 (first clause) に書き込まれている。“何人も、大陪審の起訴ないし告発によらなければ、死刑に科せられる犯罪その他の破廉恥罪 (infamous crime) につき罪を負わされることはない”と定めている。そして本件とかかわりのある“何人も刑事事件において自己に不利益な証人となることを強制されない”という第3句は、国によって科せられた恥辱に対する社会の嫌悪を反映しているのである。

大法官 (Lord Chief Justice) Trebyが1696年に“何人も、……刑罰または恥辱にさらされるいかなる質問にも答えることを強制されない”と判示したのはこのような伝統においてであった。すでに論じたように、連邦法の下での市民権の喪失は別にして、本件に含まれている大きな恥辱 (infamy) がある。ある人が共産党員であるとの告白 (disclosure) は、社会から實際上放逐 (practically excommunication) されることになる。学校の教育委員会は彼を雇わないであろう、弁護士 (lawyer) は弁護士会から排除される危険がある。医師は免許状を取り消される危険がある。俳優であればブラックリストにのる。そして彼はわれわれの社会において最もレベルの低い仕事を除き、雇用先を見い出すことができない。

決定的なポイントは、憲法は黙秘の権利を政府の手の届かないところ (beyond the reach of government) に置いたということである。第5修正は市民と彼の政府の間に立っている。本件で生じているように、ある人が共産主義者として (非難に) さらされているとき世論が彼を外の暗闇の中に投げ出すとき、政府が暴露を強制するのであれば政府は証人の頭上に汚名 (infamy) をきせることになる。これはまさに第5修正が禁止していることである。

最後に、古くから確立した判断であるから、ブラウン判決をかき乱す (disturb) べきでない」と主張されている。当裁判所の僅差 (bare

majority) で判断されたブラウン判決は今では60歳であり、ブラウン判決を廃棄 (rejection) したとしても他の判例ほどには連邦裁判所の法体系を分裂 (disruptive) させることにはならないであろう。(at 450-455.)

【研究】

本判決は、スパイ行為等により国家の安全を害する問題を捜査していたニューヨーク州大陪審の下に出頭したウルマンがそのような活動および共産党への参加にかかわる質問を受けて自己負罪拒否特権を行使して答弁を拒否したところ合衆国検事が裁判官の要求に従って同人の証言は合衆国の公益にとって必要である旨の宣誓供述書を提出して証言を強制したにもかかわらずなお答弁を拒否したため法廷侮辱罪に問われた事案につき、1954年免責法の合憲性を確認したうえでウルマンに対する法廷侮辱罪の有罪を維持したものである。

ところで、合衆国最高裁は1892年のカウンスelman判決¹⁾において刑事免責が有効とされるためには関連犯罪を含めた将来にわたる絶対的な免責が付与されなければならないとした。これを受けて制定された「1893年免責法」²⁾の合憲性を5対4で肯定したのが1896年のブラウン判決³⁾であり、そして当時の冷戦下に「1954年免責法」の合憲性を7対2で肯定したのが本判決である。

このように両判決においていずれも激しい反対意見が付されていたがその背景は全く異なる。ブラウン判決での反対意見が自己負罪拒否特権の沿革を議論して議会の制定法でそれを限定できないことを強調したのに対し、本判決での反対意見は当時の米ソ対立の冷戦下でのアメリカ社会において共産主義者の烙印を押されることの種々の不利益を指摘しこのような不利益はまさに第5修正に違反することを強調するのである。

アメリカ法が複雑であるのは合衆国憲法は原則として州には適用されないからである。ただ、1964年6月15日のマロイ判決⁴⁾において第5修正の自己負罪拒否特権は第14修正のデュー・プ

ロセスを介して州にも直接適用されることが明らかにされた。そこで同年同日のマーフィ判決⁵⁾は従前の刑事免責を整理したうえでアメリカのすべての法域において免責付与の制定法がない

限り証人に証言を強制できないと判断するのである。

-
- 1) *Counselman v. Hitchcock*, 142 U.S. 547 (1892). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (40)」名城ロースクール・レビュー第33号 (本号)。
 - 2) 榎本雅記「刑事免責に基づく証言強制制度 (2)」名城法学第55巻第2号35、62-66頁。
 - 3) *Brown v. Walker*, 161 U.S. 591 (1896). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (41)」名城ロースクール・レビュー第33号 (本号)。
 - 4) *Malloy v. Hogan*, 378 U.S. 1 (1964).
 - 5) *Murphy v. Waterfront Commission*, 376 U.S. 52 (1964). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (43)」名城ロースクール・レビュー第33号 (本号)。

(2014年12月25日稿)